

## いたばし魅力ある学校づくりプラン 第一期学校グループの進捗状況について

学校施設の老朽化による改築及び改修の課題と、学校の適正規模及び適正配置の課題を併せて考え、これからの社会に求められる様々な機能が備わった魅力ある学校を新たに創っていく計画として、平成26年2月に「いたばし魅力ある学校づくりプラン」を策定した。

統合に伴う学校については、保護者、学校関係者や地域の方々に組織した協議会を設置し、平成26年度から27年度にかけて協議会委員間で情報を共有するとともに、意見交換や議論を重ねてきた。

この度、小学校、中学校それぞれの協議会において意見が集約され、最終的な意見を「意見書」としてまとめ、協議会から教育委員会へ提出された。これに伴い平成28年4月13日の教育委員会において、今後の学校統合等に関する各種準備や施策については、両協議会の「意見書」を尊重して進めていく旨の意思決定がされたので報告する。

### 1 魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）

魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）は、平成26年7月から平成28年2月にかけて全16回にわたり協議を重ねてきた。最終回の第16回協議会において、集約された最終的な意見を「意見書」としてまとめ、教育委員会へ提出された。

#### (1) 協議会開催経過

件名	開催月日	内容等
第1回協議会	平成26年7月22日	プランの説明等、2校の現状（人口・生徒数推計、通学状況等）、2校の建築条件等の比較、検討事項の整理、校地・統合方式・校名・統合時期の意見交換等
第2回協議会	平成26年9月4日	
第3回協議会	平成26年10月14日	
第4回協議会	平成26年11月10日	
第5回協議会	平成26年12月9日	
第6回協議会	平成27年1月29日	統合案提示
第7回協議会	平成27年2月27日	統合案についての意見交換、向原中の地盤について
第8回協議会	平成27年3月23日	▶事務局案の提示・意見交換
第9回協議会	平成27年4月17日	▶中間のまとめの提示・意見交換
第10回協議会	平成27年6月18日	今後の協議会スケジュール 統合に関する検討事項と検討時期の振り分け（案）等 設計に関する全体スケジュールの提示
第11回協議会	平成27年7月28日	
第12回協議会	平成27年9月8日	新校の基本構想・設計について 基本構想・設計に関するプレゼンテーション 等
第13回協議会	平成27年10月14日	オープンスペース方式・教科センター方式検証報告 新校に関する意見集約、計画規模の算定等
第14回協議会	平成27年11月16日	▶意見書(案)提示、これまでの跡地活用状況、新校の設計に関するゾーニング、配置計画について
第15回協議会	平成27年12月17日	▶意見書(案)修正提示、ゾーニング・配置・平面計画について（配置模型提示）
第16回協議会	平成28年2月9日	▶意見書の確定・受領

(2) その他開催状況

件名	開催月日	内容等
保護者・地域説明会	平成26年6月12日 平成26年6月17日	大谷口地域センター 桜川地域センター プラン概要説明
小学校保護者説明会	平成27年4月14日 平成27年6月8日 平成27年6月15日 平成27年12月19日	上二小 大谷口小 向原小 板十小 プラン概要説明
中学校入学説明会	平成27年7月18日 平成27年9月12日 平成27年9月19日	向原中学校 向原中学校 上板橋第二中学校 「中間のまとめ」の説明

(3) 意見書の概要

- ①上板橋第二中学校と向原中学校を統合します。
- ②校名は「上板橋第二中学校」とします。
- ③統合時期は平成30年4月1日とします。
- ④校舎の建築期間中は、上板橋第二中学校の校舎を使用し、向原中学校校地に建設する新校舎完成後、新校舎に移転します。

※意見書全文については別紙1のとおり

2 魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）

魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）は、平成27年2月から平成28年3月まで全14回にわたり協議を重ね、最終回の第14回協議会において「意見書」が教育委員会へ提出された。

(1) 協議会開催経過

件名	開催月日	内容等
第1回協議会	平成27年2月19日	プラン説明、3校の現状（人口、生徒数推計、通学状況等）、協議会発足経緯説明、文科省「適正規模・適正配置等に関する手引き」説明、小規模校メリット・デメリット説明、意見交換 等
第2回協議会	平成27年3月17日	
第3回協議会	平成27年4月27日	
第4回協議会	平成27年5月26日	
第5回協議会	平成27年6月30日	第4回協議会意見集約（まとめ）、今後のスケジュール、これまでの資料整理、事務局案作成提案 等
第6回協議会	平成27年7月27日	▶事務局案（協議会における基本的な考え方）説明、運動場必要面積説明、望ましい教育環境、
第7回協議会	平成27年8月31日	事務局案意見交換
第8回協議会	平成27年9月28日	▶集約した事務局案の説明、意見交換
第9回協議会	平成27年10月26日	▶意見交換を反映した事務局案を提示・意見交換・確認、今後のスケジュール確認、意見交換まとめ
第10回協議会	平成27年11月26日	統合年度・統合校の検討における留意事項、統合シミュレーション、過去の学校適正配置の状況、意見交換
第11回協議会	平成27年12月21日	統合年度・統合校等に関する提案、意見交換、教職員の配置について
第12回協議会	平成28年1月25日	▶中間のまとめ提示と確認、意見交換
第13回協議会	平成28年2月25日	▶意見書（案）提示、意見交換
第14回協議会	平成28年3月18日	▶意見書の確定・受領

(2) その他開催状況

件名	開催月日	内容等
保護者・地域説明会	平成27年2月7日	グリーンホール プラン概要説明
保護者説明会	平成27年9月19日	協議経過及び事務局案の説明
保護者説明会	平成27年10月24日	協議経過及び集約した事務局案の説明
保護者説明会	平成28年2月16日	中間のまとめ、交流事業等
保護者説明会	平成28年2月18日	中間のまとめ、交流事業等
保護者・地域説明会	平成28年3月26日	意見書・交流事業等について

(3) 意見書の概要

板橋第九小は、学校としての活力（児童数、教員体制、学校行事を行う際の組織力など）があるうちに板橋第一小と統合し、板橋区の学校の適正規模及び適正配置を確保していく。

- ①統合時期は、平成29年度末（平成30年3月）とする。
- ②統合方式は、板橋区で一番古く歴史と伝統がある板橋第一小から分かれて板橋第九小が設立された歴史的経緯を踏まえ、統合（合流）とし、板橋第一小の校歌・校章等は変更しない。
- ③統合年度に向けて、平成28年度中に保護者や学校・地域関係者、教育委員会事務局で組織した「統合準備委員会（仮称）」を設置し、交流事業の実施など統合に向けた準備を計画的に行い、複式学級や児童数が極端に少ない学年が出現しないように配慮する。

※意見書全文については別紙2のとおり



板橋区教育委員会 御中



## 魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）意見書

魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）は、板橋区立上板橋第二中学校と板橋区立向原中学校の施設整備と適正規模・適正配置を連動させた検討を行うため、平成26年7月22日の第1回協議会から平成28年2月9日の第16回協議会まで、全16回にわたり協議を進めてきました。

上板橋第二中学校と向原中学校は、いずれも地域に根ざし多くの卒業生を輩出し、今年度で68周年並びに56周年を迎えた歴史ある伝統校です。できることならば両校とも残していきたいという思いは協議会委員の中にも強くありましたが、学校施設の老朽化が進んでおり、両校の生徒の教育環境を整備する、また、災害時の避難所や地域コミュニティの醸成の場等としての観点からも、改築を進めていく必要があること、さらに、向原中学校の過小規模化は早急に解決すべき課題であることから、本協議会における方向性を示していくことになりました。

教育委員会が保護者や地域の方々の両校への支援、愛着、思いを十分に考慮し、子どもたちの教育環境を整えることを第一に考えていくことを要望し、上板橋第二中学校と向原中学校の学校改築と統合についての方向性として意見書を提出します。

平成28年2月9日

魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）

### 1 上板橋第二中学校と向原中学校の学校改築と統合についての方向性

- (1)上板橋第二中学校と向原中学校を統合します。
- (2)校名は「上板橋第二中学校」とします。
- (3)統合時期は平成30年4月1日とします。
- (4)校舎の建築期間中は、上板橋第二中学校の校舎を使用し、向原中学校校地に建設する新校舎完成後、新校舎に移転します。

## 2 配慮すべき事項

- (1) 新校舎を設計する際は、教育的効果を高めるための整備のほか、多様な教育方法を支え、現代的課題に対応する学校施設整備を推進していくこと。  
具体的には、教育ICT化への対応、少人数指導をはじめとした様々な学習集団・学習形態に対応した教室、学習発表や集会など多様な交流機会を生み出す場、災害時における避難所としての機能などを併せ持った施設のほか、保護者や地域の意見を取り入れて検討を続けること。
- (2) 統合校の通学区域については、小学校と中学校の通学区域、町会や自治会の区域及び青少年健全育成地区委員会の区域に配慮し、最新の人口動態を参考にしながら検討すること。
- (3) 学校教育法の一部改正を受けて、義務教育学校の設置及び小中一貫教育についての検討を進め、当該区域をはじめ板橋区における小中一貫教育への対応が遅れることのないように配慮すること。
- (4) 生徒が落ち着いた状況で学校生活が送れるように、また、保護者の方々の不安を解消するために、可能な限り心のケアや人的措置について配慮すること。
- (5) 通学路については、関係団体や関連部署と連携し必要な処置を講じ、安心安全の確保に努めること。
- (6) 通学する学校については、学校統合や通学区域の変更が伴うため、特段の配慮をすること。
- (7) 統合後の学校については、記念室を設置するなど学校の伝統や歴史を保存するように努めること。
- (8) 上記の他、協議会で出された意見について十分に配慮すること。

## 3 平成28年度以降に検討する事項について（学校統合に向けた検討と準備）

- (1)校歌・校章について
- (2)学用品について
- (3)交流事業の実施
- (4)通学区域の変更の有無と変更時期
- (5)人的支援の必要性とその種別について
- (6)通学路の安心・安全対策
- (7)記念室の設置、記念誌の作成等
- (8)跡地活用と暫定利用についての検討（会議体を設置）
- (9)その他

#### 4 新しい学校の設計に関するまとめ

学校は、地域の子どもたちが育つ場所であるとともに、保護者、教員、地域のつながりを育む場であるにとらえる。重要なことは、通風や日当たりなど明るく快適な環境づくりであり、良い環境により、子どもたちが落ち着いてのびやかに過ごせることで、学業などに専念できることにつながっていく。学校周辺の環境整備についても、地形を活かしグラウンドの面積を十分確保して建設すること。

また、学校の機能として、これからの時代に求められるアクティブラーニングなど、生徒の主体的学びが実践できる学習環境を整え、学習意欲・学習動機が生まれるよう整備しつつも、学習方法や生徒数の変化に応じて、柔軟に対応できるような計画になるよう留意すること。

さらに、災害が起きた際には避難施設として活用することを考慮し、併せてバリアフリーな施設とすると共に、地域に開かれ、地域コミュニティの活動によって地域とつながる学校づくりを目指すこと。

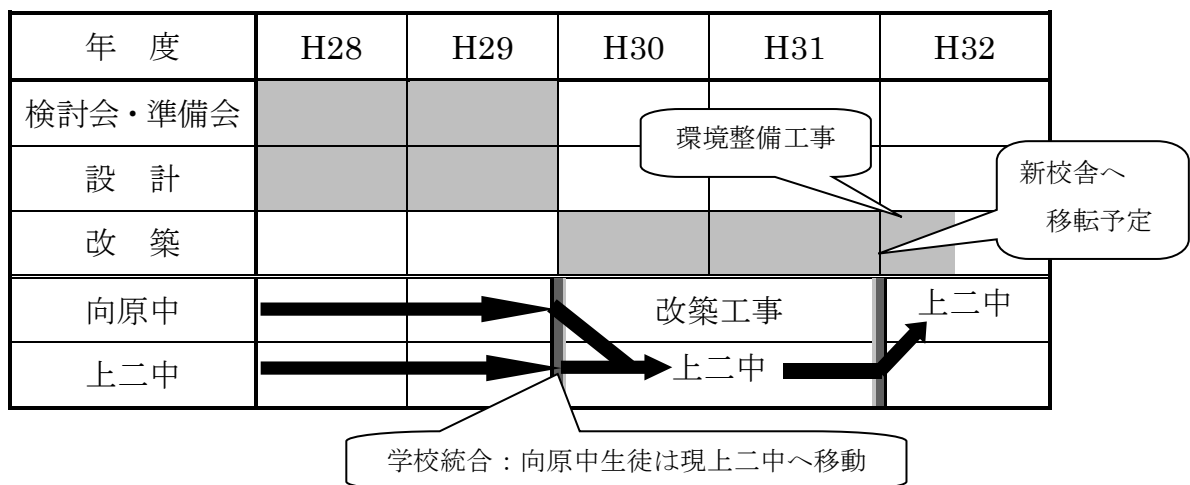
何より、子どもたちと教員が、互いに多様なコミュニケーションを取り合い、活発に交流できる学校づくりを進め、より良い教育環境の形成を優先して取り組むこと。

以上のことを踏まえて、教育委員会事務局は学校改築にあたり、保護者や地域の意見を真摯に受け止め、子どもたちや教員をはじめ学校関係者のことを第一に考え、学校施設のあり方を精査し設計作業を進めること。

(別添資料参照)

#### 5 今後の改築スケジュール

- 平成 28 年度 新校舎の基本設計、学校統合に向けた検討
- 平成 29 年度 新校舎の実施設計、学校統合に向けた準備
- 平成 30 年 4 月 学校統合、新校舎の改築工事開始
- 平成 31 年度 新校舎の改築工事
- 平成 32 年 4 月 新校舎完成、環境整備工事



## 新しい学校の設計に関する意見の概要

### ■ 新しい学校づくりの計画に向けて

魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）は、教育委員会事務局が新しい学校の設計を始めるにあたり、現在の教育環境の課題を解決し、地域の学校として、子どもたちの教育環境がより良い状態になるよう、鋭意努力することを要望します。

新しい学校づくりを契機に子どもたちの教育環境を整え、アクティブラーニングの実践に結びつけるとともに、学力向上に寄与するような学校施設とすることを目標としてください。

また、地域住民が抱えている学校への愛着や思いに十分配慮しつつ、災害時の避難所としての機能充実やバリアフリー化など、周辺環境の改善に資する学校づくりを目指し、地域のシンボルとなるような学校づくりをしてください。

地域の願いとして、数多くの要望を出しておりますが、実現可能か前向きに検討するとともに、下記に配慮して新しい学校づくりを進めるよう努めてください。

### 1. 学校改築において「取り組むべき」事項

- ・明るい雰囲気づくりなど、学校周辺の環境がよくなる整備を行うこと
- ・アクティブラーニングが実践できる教育環境をつくること
- ・教育的効果を高めるための整備のほか、多様な教育方法を支え、現代的課題に対応できる柔軟な校舎にすること
- ・清潔なトイレなどの快適な生活環境の確保、ICT教育が実践できる教室の整備を行うこと
- ・英語教育が充実させられる教育環境づくりをすること
- ・知徳体をバランスよく育むための教育環境を実現すること
- ・地形を活かし、学校を訪れる様々な人々にも配慮したバリアフリーな校舎にすること
- ・通風、日当たり、省エネルギーに配慮した学校づくりを目指すこと
- ・十分なグランド面積を確保し、水はけを良くすること

### 2. 学校改築において「検討すべき」事項

- ・地域に開かれ、地域コミュニティ活動や行事に活用できる学校をつくってほしい
- ・昔ながらの学校建築の良いところも取り入れた学校づくりをしてほしい
- ・シンボリックなものも含め、できるだけ樹木の保存や移植をしてほしい（記念樹の植樹を含む）
- ・桜を含む樹木を伐採する場合には、校舎や備品の材料やメモリアルルームに活用してほしい



## 別紙 2

板橋区教育委員会 御中



### 魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）意見書

魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）（以下「協議会」という。）は、板橋第九小とその隣接校である中根橋小・板橋第一小の3校の学校関係者及び通学区域の町会・自治会の方々に、この地域の教育環境を充実させていくために平成27年2月から平成28年3月まで全14回にわたり協議を重ねてきました。

板橋第九小は、昭和24年に板橋第一小・板橋第六小・板橋第八小から分かれて設立され、多くの卒業生を輩出するとともに保護者や地域の方々に愛されてきた学校です。しかし、この地域は、かつての急激な人口増加に対応すべく学校が複数建設され、周辺校である中根橋小と板橋第一小との学校距離も各300mと近いほか、板橋第九小の立地が3校の中心にあることから、他校に通学する児童も多く、平成17年度からは、全学年1クラスの状況が続いています。

協議会の中では、児童数の将来の推計、学校施設の老朽化の状態、小規模校のメリットやデメリット、算数少人数や学習指導講師の配置等、きめ細かい対応状況、これからの子どもたちに必要な力とそれを育む教育手法などについて情報を共有するとともに、出席委員全員から意見を出し合う形で議論を重ねてきました。

第5回協議会において、事務局案を示して議論を深めるべきとの意見が複数あり、第6回協議会において、これまでの意見を集約した事務局案が複数提示されました。その後、意見交換を重ねる中で意見が集約され、第9回協議会において、この協議会での「基本的な考え方（事務局案）」を確認しました。

第10回以降は統合校や統合年度、統合方式など具体的な事項に関して協議を重ね、第12回協議会においてこれまでの協議のまとめとして「中間のまとめ」を確認しました。その後は、意見書の内容について意見交換を実施し、取りまとめ作業に入っていました。

学校の存続を望む意見もありましたが、そのような中、「板橋区の子どもたちの教育環境を向上させていく」という思いを共有することで議論が深まり、今回意見書を提出するに至りました。

教育委員会が保護者や地域の方々の学校への支援、愛着、思いを十分に考慮し、子どもたちの教育環境を整えることを第一に考えていくことを要望し、協議会の方向性として意見書を提出します。

平成28年3月18日

魅力ある学校づくり協議会（板橋第九小・中根橋小・板橋第一小）

## 1. 協議会としての考え方

板橋第九小は、学校としての活力（児童数、教員体制、学校行事を行う際の組織力など）があるうちに板橋第一小と統合し、板橋区の学校の適正規模及び適正配置を確保していく。

- (1) 統合時期は、平成 29 年度末（平成 30 年 3 月）とする。
- (2) 統合方式は、板橋区で一番古く歴史と伝統がある板橋第一小から分かれて板橋第九小が設立された歴史的経緯を踏まえ、統合（合流）とし、板橋第一小の校歌・校章等は変更しない。
- (3) 統合年度に向けて、平成 28 年度中に保護者や学校・地域関係者、教育委員会事務局で組織した「統合準備委員会（仮称）」を設置し、交流事業の実施など統合に向けた準備を計画的に行い、複式学級や児童数が極端に少ない学年が出現しないように配慮する。

## 2. 留意事項について

- (1) 学校統合後も児童が安心して通学し、明るく楽しい学校生活を送れるように、保護者・地域も含めて積極的に交流事業やイベントを計画的に実施し、児童や保護者同士の交流を深め、円滑な統合ができるように準備していく。
- (2) 統合にあたっては、児童・保護者のことを第一に考え、児童が落ち着いた状況で学校生活を送れるように人的措置等を行い、児童の心のケアを図っていく。また、保護者の心のケアについても、必要に応じて個人面談や相談会等を開くなど不安を解消するように努めていく。
- (3) 学校統合の際には、通学している児童の希望を尊重し、統合校以外も含め、原則隣接した学校に通学できるように配慮する。
- (4) 学校の統合に伴い、新たに購入しなければならない学校指定の学用品については、保護者の費用負担が無いように配慮する。
- (5) 学校統合後に新たに設定される通学区域については、統合校に全て変更するのではなく、今後の児童推計、通学路の安全性、町会や自治会の区域及び青少年健全育成地区委員会の区域に配慮して設定する。また、一定期間は、これから入学を予定している児童についても前項（3）と同様の配慮を行う。
- (6) 新たな通学区域については、学童擁護員・見守り隊・スクールガード等の必要な安全対策を学校・地域の方々と連携しながら行っていく。
- (7) 学校統合後の跡地については、地域の活性化や防災機能の向上等地域に資するよう、また、跡地の具体的な活用方法が決定するまでは、子ども達の遊び場の確保など、これまで利用していた地域団体やスポーツ団体等に対して利用を妨げない様に配慮すること。
- (8) 統合後の学校については、学校の伝統や歴史を保存するように努める。
- (9) 協議会で出された協議内容及び協議方法、運営方法、意見書の取りまと

め手順や、協議結果（意見書）等については、今後板橋区で同様の協議会が設置された場合、また学校の適正規模・適正配置に関する協議を行う場合には、モデルケースとして活用すること。

(10) 今後の適正規模及び適正配置の協議を進めていく上での資料として活用するため、必要に応じて協議会委員、児童、保護者、教員等へのアンケート調査を行い、併せて、統合後の課題等を確認するとともに、適切な対応ができるように、学校の様子を継続して調査すること。

(11) 教育委員会は、児童・保護者の不安解消に努め、責任と権限に基づき、意見書を尊重して方針を決定すること。また、本意見書に記載されていない課題が発生した場合や、新たに協議が必要となった場合は、教育委員会事務局が責任を持って対応すること。

### **3. 教育委員会に対しての要望**

今後、過小規模校と、その隣接校に対して、保護者・学校・地域が問題解決に向けた取組が出来るように、児童数の将来推計などの情報提供を行うこと。

また、「入学予定校変更希望制」については、本協議会の中で意見があったことを踏まえ、今後、十分な検証を行うこと。